

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和2年6月17日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900551号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000005号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を、平成19年12月20日は15万7,000円、平成23年12月20日は14万3,000円、平成24年7月10日は16万5,000円、平成26年12月20日及び平成27年6月20日は16万円、同年12月20日及び平成28年6月20日は15万7,000円、同年12月20日は15万4,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月20日、平成23年12月20日、平成24年7月10日、平成26年12月20日、平成27年6月20日、同年12月20日、平成28年6月20日及び同年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月20日、平成23年12月20日、平成24年7月10日、平成26年12月20日、平成27年6月20日、同年12月20日、平成28年6月20日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における標準賞与額を、上記1の訂正後の標準賞与額から、平成23年12月20日は16万5,000円に訂正することが必要である。

なお、平成23年12月20日の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年12月20日
② 平成23年12月20日
③ 平成24年7月10日
④ 平成26年12月20日
⑤ 平成27年6月20日
⑥ 平成27年12月20日

⑦ 平成 28 年 6 月 20 日

⑧ 平成 28 年 12 月 20 日

A社から請求期間に支給された賞与については、事業主が厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該期間の賞与支払届を提出し、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。当該賞与を保険給付の対象となる記録として訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者から提出された「給料支払明細書」及び事業主の回答により、請求者は、請求期間①は16万円、請求期間②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧は16万5,000円の賞与の支払を受け、請求期間①は15万7,000円、請求期間②は14万3,000円、請求期間③は16万9,000円、請求期間④及び⑤は16万円、請求期間⑥及び⑦は15万7,000円、請求期間⑧は15万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、給料支払明細書及び事業主の回答により認められる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、請求期間①は15万7,000円、請求期間②は14万3,000円、請求期間③は16万5,000円、請求期間④及び⑤は16万円、請求期間⑥及び⑦は15万7,000円、請求期間⑧は15万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間②及び③に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「支払届」という。）を厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成26年9月29日に、請求期間①、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る支払届を厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成31年2月14日に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②について、請求者は、上記1のとおり賞与の支払を受けていたことが確認できることから、請求者の標準賞与額を、請求期間②は16万5,000円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）について、給料支払明細書及び事業主の回答によると、請求者は、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1900759 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2000004 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 16 年 6 月 15 日の標準賞与額の記録を 30 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 6 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 6 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 6 月 15 日

A 社から支給された平成 16 年 6 月の賞与の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、A 社の元代表取締役の陳述、請求者から提出された預金通帳の写し及び同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書から判断すると、請求者は、当該期間において事業主から賞与を支給され、当該賞与額より高い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが推認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上記 A 社の元代表取締役の陳述、請求者から提出された預金通帳の写し及び同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により推認される賞与額から 30 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また厚生年金保険料を納付したか否かについては、いずれも不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900570号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2000001号

第1 結論

昭和58年4月から昭和63年9月までの請求期間、平成2年4月から平成3年2月までの請求期間及び平成4年2月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和58年4月から昭和63年9月まで
② 平成2年4月から平成3年2月まで
③ 平成4年2月から同年9月まで

私は、昭和58年3月に大学を卒業した後、派遣社員になり、同年4月にA市役所で国民年金及び国民健康保険の加入手続きを行い、同時に国民年金保険料及び国民健康保険料の口座振替の手続をした。その後、昭和63年にB市に転居したが、転居後も国民年金保険料の口座振替は自動的に継続されると思っていたので、同市では国民年金に係る手続はしなかったと思う。当時の国民年金保険料は全て、納付書ではなく、支店は特定できないがC銀行(現在は、D銀行)又は郵便局で口座振替により納付していたはずなので、請求期間①、②及び③が未納になっているのはおかしい。調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、昭和58年4月にA市役所で国民年金の加入手続及び国民年金保険料の口座振替の手続を行い、昭和63年(改製原附票によると、昭和63年7月)にB市に転居した後も、同市では国民年金に係る手続はしなかったと思うが、引き続き口座振替により保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)*は、当該手帳記号番号に係る国民年金の資格取得処理日(平成3年1月7日)及び当該手帳記号番号前後の被保険者に係る国民年金の資格取得処理日から、B市において平成3年1月頃に払い出されたものと推認でき、この頃に初めて請求者の国民年金の加入手続が行われ、昭和58年4月1日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得したものであることから、請求者は、当該加入手続が行われる前は国民年金に加入しておらず、制度上、国民年金保険料を納付すること

はできない上、当該加入手続時点では、請求期間①は、時効により保険料を納付できない期間である。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったが、請求者に「*」とは別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

- 2 請求期間②及び③について、昭和 63 年 7 月に請求者が A 市から B 市に転居した後の期間であるところ、請求者は、引き続き国民健康保険料とともに国民年金保険料を口座振替により納付していたと主張している。

しかしながら、B 市の回答によると、請求者の同市における国民健康保険の加入期間は昭和 63 年 7 月 17 日から平成 6 年 6 月 2 日までであり、同市に住居登録されていた期間と一致するが、国民健康保険料の口座振替の開始日は平成 4 年 11 月 30 日、金融機関は、D 銀行 E 支店であるところ、請求者は、国民年金保険料と国民健康保険料の口座振替の手続を同時期に行い、口座振替される金融機関も同じだったと思う旨陳述していること、及びオンライン記録によると、請求者の国民年金保険料は、平成 4 年 10 月分から再度納付が開始され、同月分以降未納がないことから、国民年金保険料の口座振替は、請求期間②及び③より後の同年 11 月から開始されたものと推認できる。

また、B 市は、当時の国民年金保険料の口座振替について、翌月末日（国民年金法第 91 条に定める納期限。）に 1 か月ごとの引き落としがされるのが原則で、遑って保険料を納付することはできなかつた旨回答しているところ、上記のとおり請求者の国民年金保険料の口座振替は平成 4 年 11 月から開始されたものと推認できることを踏まえると、請求期間②及び③について、請求者が保険料を納付したとは考え難い。

なお、請求者の手帳記号番号が払い出されたと推認できる時期（平成 3 年 1 月頃）から判断すると、請求期間②及び③の国民年金保険料について、納付書により、納付時期によって現年度納付又は過年度納付することは可能だが、請求者は、納付書により保険料を納付したことはないと思うと陳述している。

- 3 請求期間①、②及び③の国民年金保険料について、請求者は、支店は特定できないが C 銀行又は郵便局で口座振替により納付していたと思うと主張している。

しかしながら、A 市及び B 市は、請求期間①、②及び③当時の国民年金保険料について、郵便局では口座振替による納付はできなかつたと回答している。

また、上記 B 市の回答にある D 銀行 E 支店は、同支店は昭和 58 年当時、C 銀行の支店として存在していたが、請求期間当時の口座振替等の記録は、保存期間経過のため保管していない旨陳述している。

そのほか、請求者が、請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。